

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間、51年3月及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで
③ 昭和42年4月から43年3月まで
④ 昭和45年4月から46年3月まで
⑤ 昭和51年3月
⑥ 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①、②及び③は、母親がA市役所で、私の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと思うが、納付時期や金額については記憶が定かではない。

申立期間④、⑤及び⑥は結婚後であり、金銭管理は私がしていた。国民年金保険料は、納付が遅れることはあっても社会保険事務所から送られてきた納付書により金融機関で納付しており、保険料の未納がないように気を付けていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④、⑤及び⑥は、それぞれ12か月、1か月及び3か月と比較的短期間である上、申立人は、結婚後は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおり、申立人から提出のあった国民年金保険料納入通知書兼領収証書の納付年月日がすべて一致していることが確認できるところ、申立期間④及び⑤については、申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間④については、当初は申立人の夫も当該期間は未納とされていたが、特殊台帳の記載に不備があったとして、平成20年6月18日に納付済みに記録訂正されており、申立人の特殊台帳も領収証書の納付年月日と整合しない箇所が見られるなど行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間⑤については、昭和51年2月29日に厚生年金保険被保険者資格の喪失後、同年3月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行いながら、1か月分の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

このほか、申立期間⑥については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みであり、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が当該3か月だけを未納のままにしておくとは考え難い。

- 2 申立期間①、②及び③は、申立人が結婚する前の期間であり、いずれも申立人の母親がA市役所で、申立人の国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付をしてきていたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、当該申立期間について保険料が納付されていたことを示す検認印が押されていない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、当該手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和40年6月から10月ころと推認され、その時点で申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、申立人の母親から国民年金手帳を渡された際に過年度納付に係る領収証書は受け取っていないと述べており、申立人自身も婚姻後に、さかのぼって保険料を納付したことはないと述べている。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間、51年3月及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間当時、電気工事業を営んでおり、金銭管理を任せていた妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

妻は、納付が遅れることはあっても社会保険事務所から送られてきた納付書により金融機関で納付しており、国民年金保険料の未納がないように気を付けていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月ずつ、合計6か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、申立人から提出のあった国民年金保険料納入通知書兼領収証書の納付年月日はすべて一致しているところ、申立期間②については、申立人の妻の保険料は納付済みであること、並びに申立期間①及び②の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の妻が、当該申立期間のみを未納のままにしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

昭和34年5月2日から平成12年9月末まで、途中で退職することなくA社に在籍し、同社の支店・営業所を異動しながら勤務していた。申立期間は、同社のB工場からC支店に転勤した時期であり、退職した覚えは無いので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の辞令簿、申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の加入記録、並びに同僚の証言から、申立人が、昭和34年5月2日から平成12年9月末まで継続してA社に勤務し（昭和55年4月1日にA社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和55年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和55年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年2月6日、資格喪失日に係る記録を同年4月5日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月6日から同年4月5日まで

A社には昭和35年3月に入社してから平成9年10月末で退職するまで継続して勤務していたが、昭和37年2月の異動で2か月ほど本社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間以外の勤務期間には厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間の加入記録が無いことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和37年3月7日取得～平成9年10月31日離職）、並びに事業主提出の人事記録及び勤務事業所証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年2月6日にA社B営業所から本社に異動し、同年4月5日に本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後における申立人に係る社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格

の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所に記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和37年2月及び同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月、50年9月から同年11月までの期間、53年9月から同年10月までの期間及び54年5月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年4月
② 昭和50年9月から同年11月まで
③ 昭和53年9月から同年10月まで
④ 昭和54年5月から55年12月まで

結婚後は生活苦から国民年金保険料を納付できない時期もあったが、結婚前は母親から、「将来のために忘れないで納付するように。」と言われていたので、昭和50年4月にA村からB市に転入後、58年12月に結婚するまでの保険料は納付していたと思う。

申立期間の後に4か所の職場で勤務したが、いずれの職場でも退職するときに年金の手続をするように言われたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年4月にA村からB市に転居してから国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、資格喪失日として「昭和50年4月1日」との記載が確認できるところ、申立人は、「国民年金被保険者資格を喪失してから、厚生年金保険の加入手続を行ったかもしれない。」と述べていることから、申立人は、B市に転居して最初の職場に勤務（厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和50年5月1日）する前に自ら国民年金の資格喪失手続を行ったと考えられる。

また、申立期間②から④について、申立人は、職場を退職の都度、厚生年金保険から国民年金への変更手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和50年4月1日の資格喪失後は、資格取得日として「昭和58年5月19日」の記載しか確認できず、これは、申立人が申立期間④の後

に勤務した職場を退職した翌日の日付であり、それ以前に申立人が国民年金被保険者資格の取得手続を行った形跡は確認できない。

さらに、この国民年金手帳の資格喪失日と資格取得日の記載は、社会保険庁の記録と一致しており、申立期間①から④においては、すべて国民年金の未加入期間とされていることから、申立人に納付書は発行されておらず、国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、すべての申立期間において納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間及び38年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和38年3月から45年3月まで

私は、昭和39年12月にA市からB市に転居した。

勤め先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和40年1月ころに、B市役所に国民健康保険の手続に行ったときに、国民年金に加入した。その際にオレンジ色の国民年金手帳を渡され、その場で妻の未納分と一緒に国民年金保険料を36年までさかのぼって納付した。

その後の国民年金保険料は、納付書で納付し、納付するときは夫婦二人分を納付していた。

申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月ころにB市役所で国民年金に加入し、その際にオレンジ色の国民年金手帳を渡されたと主張しているが、申立人の所持するオレンジ色の年金手帳は49年11月以降に発行されたものであり、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月21日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和40年1月に、申立人の妻の未納分と一緒に36年までさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後は納付書により納付していたと主張しているが、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人の妻も36年4月から40年9月までは未納となっている上、B市が印紙検認方式から納付書方式に切り替わったのは昭和49年度か

らであることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金に加入した際に国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているとおりに、申立人とその妻が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和50年12月3日に、申立人は45年4月から47年9月までの期間について、また、申立人の妻も40年10月から47年9月までの期間について特例納付をしていることが確認できる。その際に、申立人が、申立期間の保険料を納付することは可能であったが、申立人は、さかのぼって納付した保険料額について、「金額ははっきりしないが、生活に困るような金額ではなかったと記憶している。」と述べており、申立人とその妻は、特例納付した期間に加え、60歳に到達するまでの期間の保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間が、老齢年金の受給資格を取得するのに必要な25年及び22年に達することから、受給資格を得るのに必要な期間に係る保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から46年12月31日まで
脱退手当金について、当時は制度に関する知識も無く、自分で請求した記憶は無いし、会社から脱退手当金の話をされたこともない。
もし、支給されているとすれば別人に支払いされているのではないか。
自分に支給されているのであれば証拠を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所における女性の厚生年金保険被保険者であって、資格喪失時に脱退手当金の受給要件を満たす者のうち21人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち連絡先が把握できた者に聴取したところ、「脱退手当金は会社から説明を受け、代理で手続をしてくれた記憶がある。」との証言をした者がいる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。